

議案第20号

鯖江市税条例の一部改正について

鯖江市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月18日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

福井県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度までに国民健康保険税の課税額に係る資産割を廃止する必要があり、また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する保険税を徴収することとなったため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

### 鯖江市税条例の一部を改正する条例

鯖江市税条例（昭和30年鯖江市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第150条第1項第1号中「および」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第150条第2項から第4項までの規定中「および資産割額」を削り、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第152条を次のように改める。

#### 第152条 削除

第154条第1号中「第158条」の次に「、第162条の5」を加える。

第156条を次のように改める。

#### 第156条 削除

第160条を次のように改める。

#### 第160条 削除

第162条の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第162条の2 第150条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分

の0.15を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)  
第162条の3 第150条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について671円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第162条の4 第150条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について54円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)  
第162条の5 第150条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 440円

(2) 特定世帯 220円

(3) 特定継続世帯 330円

第174条第1項各号列記以外の部分中「ならびに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第149条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について470円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第149条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について38円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、1世帯についてそれぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 308円

(イ) 特定世帯 154円

(ウ) 特定継続世帯 231円

第174条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第149条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について336円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第149条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について27円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、1世帯についてそれぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 220円

(イ) 特定世帯 110円

(ウ) 特定継続世帯 165円

第174条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第149条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について135円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第149条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、1世帯についてそれぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 88円

(イ) 特定世帯 44円

(ウ) 特定継続世帯 66円

第174条第2項中「国民健康保険税」を「保険税」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 101円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 168円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 268円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 336円

第174条第3項各号列記以外の部分中「国民健康保険税」を「保険税」に、「所得割額および」を「所得割額、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額  
当該出産被保険者につき第162条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第162条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第162条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第174条に次の1項を加える。

- 4 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項または前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第175条の3第1項中「国民健康保険税」を「保険税」に改める。

附則第21条の2、第22条、第24条から第24条の4までおよび第25条から第29条までの規定中「第159条」の次に「、第162条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の鯖江市税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。